



平成 25 年 8 月 13 日

各 県 立 学 校 長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」の徹底について（通知）

児童生徒の携帯電話等の取扱い等については、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成 21 年 2 月 9 日付）や「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』について（通知）」（平成 21 年 3 月 4 日付）により、各学校において、校内における携帯電話等の取扱いに係る指導方針を明確に定め、児童生徒に徹底し、携帯電話等を校内に持ち込まないよう、指導の充実を図っていただいているところです。

近年、携帯電話やスマートフォン等の「無料通話・メッセージアプリ」（LINE 等）の急速な普及により、青少年の犯罪被害が増加するとともに、これを悪用した青少年による問題行動や犯罪が発生しております。携帯電話やスマートフォン等の利用をめぐっては、こうした詐欺等の犯罪や出会い系サイト又はコミュニティサイトによる被害などに巻き込まれる問題だけでなく、掲示板やブログ等へ誹謗・中傷を書き込む、いわゆる「ネットいじめ」の問題や、食事や入浴、就寝時にも使用する極度の携帯電話やスマートフォン等への依存の問題、インターネットやメール送受信のための時間や金銭の浪費の問題など、児童生徒の人間関係づくりや生活スタイルの面にも大きな影響を与えます。これらの問題は、携帯電話やスマートフォン等を所持しているどの児童生徒にも起こりうるものであることから、情報モラル教育や規範意識を醸成する取組が一層必要となっています。

については、各学校において、平成 20 年度に教育長会、校長会及び P T A 団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」が、携帯電話等に係る様々なトラブルから児童生徒を守るために行った 4 つの提案、①「学校には、携帯電話の持ち込みをやめましょう」、②「家庭では、保護者が子どもの携帯電話に責任を持ちましょう」、③「家庭では、わが家の『ケータイルール』を作りましょう」、④「学校では、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底しましょう」を再度確認していただき、P T A と合同の研修会を開催するなど、保護者と協力しながら、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」の更なる徹底を図ってください。

なお、参考として、資料「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』の充実のために」及び過去の通知文を添付するとともに、県教育委員会等が作成した資料を示しますので、指導の際に活用してください。

担当 生徒指導係
電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)
(担当者 平野)

参 考

【添付】

- 広島県教育委員会「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」の充実のために（H25. 8. 13）
＜過去の通知文＞
- 広島県教育委員会『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』について（通知）」（H21. 3. 4）
- 広島県教育委員会『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』に係る保護者向け啓発資料について（通知）」（H23. 10. 26）

【参考となる資料】

- 広島県教育委員会「生徒指導のてびき（改訂版）」（H22. 3）
- 広島県教育委員会「生徒指導資料 No. 29 携帯電話等 I T 機器の適切な使用に関する指導の在り方について」（H19. 10）
- 広島県教育委員会「携帯電話・インターネットのトラブル対応マニュアル」（H20. 7）
- 文部科学省『「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」リーフレット」
http://www.next.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm